

農業公園ビュースポットデッキ（イートインスペース）  
設計整備業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月17日  
京都府舞鶴市

# 舞鶴市農業公園ビュースポットデッキ（イートインスペース）設計整備業務委託にかかる 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 適用範囲

この要領は、公募型プロポーザル方式により、「舞鶴市農業公園ビュースポットデッキ（兼イートインスペース）設計整備業務委託」（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

## 2. 事業の目的

舞鶴市農業公園の開設20周年を迎え、「農業と自然、共生の大切さを伝える」という新たなコンセプトのもと、大浦地域の豊かな自然や海（冠島）を望むビュースポットデッキを整備する。「空と山と海に囲まれて、農と自然を体感し、大切なことに出会う」という顧客体験を具現化し、施設の新たな滞在拠点・魅力発信拠点となる優れた設計・施工・空間の一体的な提案を公募型プロポーザル方式により広く求めるもの。

## 3. 業務の概要

- (1) 業務名: 農業公園ビュースポットデッキ（イートインスペース）設計整備業務委託
- (2) 業務内容: 別紙「農業公園ビュースポットデッキ（イートインスペース）設計整備業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり
- (3) 履行期間: 契約締結日から令和9年2月19日まで
- (4) 提案上限額: 17,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
※この金額は契約時の予定価格を示すものでなく、提案の規模を示す上限額である。なお、提案額が提案上限額を超える場合は失格とする。

## 4. 提案資格要件

本プロポーザルに参加するためには、次に掲げる資格要件をすべて満たさなければならない。ただし、契約締結までの間に、資格要件のいずれかを有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 令和8年度の舞鶴市の工事にかかる指名登録を行っている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 舞鶴市入札参加停止に関する要綱(平成30年3月1日制定)の規定による競争参加資格の停止の期間中でない者であること。又は、他の自治体で同様の停止処分を受けていないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 舞鶴市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者でないこと。また、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱(平成25年1月1日制定)の規定による入札参加等除外措置の期間中でない者であること。

さらに、本業務は設計から施工までを一括して発注するものであるため、単独の事業者のほか、設計、施工、空間デザイン等の各分野を担当する複数の事業者による分担での参加を認める。ただし、本契約の相手方（元請）となる主たる事業者は、下記（1）に定める工事指名登録等の要件を満たす建設業者に限るものとし、設計等の関連部分を担当する者は、当該建設業者からの再委託等により参加すること。

## 5. 選定スケジュール

- ・プロポーザル実施の公告 令和8年6月17日  
(舞鶴市ホームページに掲載、舞鶴市掲示板に掲示)
- ・質問書の提出期限 令和8年6月23日 正午必着  
※現地の確認を希望される場合は上記期限までとし、農林課へ連絡(職員が立会います)  
現地で受けた質問は下記の「質問書に対する回答」と同様にホームページに掲載します
- ・質問書に対する回答 令和8年6月24日 舞鶴市ホームページに掲載
- ・提案意向申請書類の提出期限 令和8年7月1日 正午必着
- ・提案資格の確認通知 令和8年7月3日 担当者宛てメールで通知
- ・企画提案書類の提出期限 令和8年7月17日 17時必着
- ・評価委員会の開催日 令和8年7月28日
- ・審査結果の通知 令和8年8月3日  
※上記は予定であり、予告なく変更する場合があります。

## 6. 提出書類

### (1) 企画提案書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び舞鶴市契約規則等の本業務に関する規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

#### ◎提出書類

- ・会社概要、過去の実績を示す資料
- ・企画提案書  
(コンセプト、フォトジェニック等に関するイメージ、デザイン案・パース図、素材及び耐荷重・基礎等の構造の技術提案、概要図面、維持管理計画)
- ・実施体制および工程表
- ・参考見積書および内訳書(設計及び施工費用について明記すること)

## 7. 提出方法

### ◎提出場所

- ・〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地  
舞鶴市産業振興部農林課総務係(本館2階)  
電話 0773-66-1023 FAX 0773-62-9891

### ◎提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)

### ◎提出部数 9部(正本1部、副本8部)

### ◎提出様式 様式に定めのあるものについては、舞鶴市ホームページからダウンロードして入手すること。

## 8. 審査の基準

市が設置する「評価委員会」において、提出された企画提案書等の提出書類およびプレゼンテーションに基づき、以下に定める評価基準(100点満点)により審査を行う。

### ◎評価基準

審査項目	配点	審査の観点
現状認識・基本理解	15	本業務の目的、背景、舞鶴農業公園の特性や課題を的確に理解しているか。
提案内容	25	SNS等でのフォトジェニックな魅力的な撮影スポットとして、農業公園や冠島等の景観の魅力を対外的にアピールすることを意

		識した空間デザイン・形状・魅力を高めるための工夫ある提案がされているか。
	20	施設のコンセプト・集客などを踏まえたデッキの活用方法（イートイン活用も含む）や利用者の動線など、運営面を考慮した施設規模や工夫のある提案がされているか。
	15	屋外施設であることを前提とした耐久性、利用者の安全に対する配慮・対策、維持管理手法等の提案がされているか。
業務実施体制	5	業務遂行上、必要な知識と実績を有する職員が配置されており、業務の遂行に必要な人員等実施体制が整っているか。
過去の施工実績等	5	同種の施設の設計や施工の実績等、業務の遂行に必要な経験やノウハウを有しているか。
価格評価	10	10点×提案者中の最低提案価格/当該事業者提案価格 ※小数点以下は四捨五入
ヒアリング	5	質問に対し、的確な回答を行っているか。
合計	100	

#### 8.評価委員会(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施

企画提案書の内容について、評価委員会(プレゼンテーション及びヒアリング)を実施する。参加者は企画提案に係るプレゼンテーションを行っていただく。

ア 日程：令和8年7月28日午後1時30分～（Webにて実施）

イ 提案者の出席者：3名以内

（主たる説明は本業務の主担当が行うものとする）

ウ 実施時間：30分(提案説明15分以内、質疑応答15分程度)

エ 説明資料：提案された企画提案書により説明することとし、追加資料の提出は一切受け付けない。

オ 提案者が多数あり、候補者の特定に著しい支障が生じると認める場合は、評価委員会において、7の評価基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみヒアリングを行う場合がある。

カ 選定結果は、審査対象者全員に文書で通知する。

#### 9.特定者の選定及び結果通知

ア 失格者を除いたもののうち、7の総合点が最も高い者を、契約の相手方候補者（以下、特定者という）として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、金額の最も安価な者を特定者として選定する。

ウ 以上に関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

#### 10.失格要件

提案資格の確認を受けた後、提案資格を満たさないこととなった場合は提案資格を失うものとする。既に提出された提案書があるときは、これを無効とする。

また、以下の場合には、評価委員会において審査の上、失格とする。

ア 企画提案書類に虚偽の記載・申告がある場合

- イ 企画提案書類に記載された配置予定職員・技術者が、担当できないことが明らかになった場合
- ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- エ その他、評価委員会において不相当と認められた場合

#### 11. 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、以下のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「4. 提案資格要件」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

#### 12. その他

- (1) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は必要に応じて複写する。なお、その使用は、市役所、指定管理者及び評価委員会での使用に限る。提出された書類等は情報公開の請求により、舞鶴市情報公開条例に基づき開示することがある。
- (4) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告・公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提案書類の内容を無償使用できるものとする。
- (5) 審査の結果によっては、特定者を特定せず本手続きを終了する場合がある。